市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月7日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市川市職員退職手当支給条例(昭和27年条例第7号)の一部を次のように 改正する。

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

第5条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの第5条の3中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第4号」に改める。第5条の4の次に次の1条を加える。

(退職の理由の記録)

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市職員退職手当支給条例の

規定は、平成30年9月1日から適用する。

理 由

国家公務員の退職手当制度を踏まえ、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員に係る退職手当について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。